

## ○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の職の設置に関する規則

昭和55年3月1日  
組合規則第3号

改正 昭和56年4月1日組合規則第9号 昭和57年10月1日組合規則第14号 昭和58年7月1日組合規則第15号  
昭和59年3月30日組合規則第18号 平成13年2月9日組合規則第35号 平成15年3月27日組合規則第38号  
平成17年3月18日組合規則第42号 平成19年2月22日組合規則第55号 平成21年12月1日組合規則第38号  
平成23年11月25日組合規則第65号 平成24年3月29日組合規則第67号 平成26年11月19日組合規則第71号  
平成30年1月17日組合規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合に勤務する職員をもってあてる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は次のとおりとする。

- (1) 参与
- (2) 荘長
- (3) 荘長代理
- (4) 事務長
- (5) 主幹
- (6) 主任
- (7) 主事
- (8) 主任生活相談員
- (9) 介護支援専門員
- (10) 生活相談員
- (11) 看護師長
- (12) 主任看護師
- (13) 主任栄養士
- (14) 介護士長
- (15) 主任介護士
- (16) 副主任介護士
- (17) 看護師
- (18) 介護士
- (19) 栄養士
- (20) 宿直員
- (20) 雑務員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日組合規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月1日組合規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年7月1日組合規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日組合規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(平成13年2月9日組合規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月27日組合規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日組合規則第42号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成19年2月22日組合規則第55号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月1日組合規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月25日組合規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日組合規則第67号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の職の設置に関する規則により、柵原吉井特別養護老人ホーム組合事務吏員に任命された者は、この規則の施行日以降、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員として任命された者とみなす。

附 則(平成26年11月19日組合規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年1月17日組合規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。